

愛知県立南陽高等学校同窓会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立南陽高等学校同窓会と称する。

第2章 本 部

第2条 本会はその本部を愛知県立南陽高等学校内に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、愛知県立南陽高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本会は次の事業を行う。

1. 総会・理事会・常任理事会・評議員会の開催 (60.8.25、平成23.11.5改正)
2. 会員名簿・会報等の発行配布 (60.8.25 改正)
3. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第5章 会 員

第5条 本会の会員を分け、通常会員および特別会員とする。(4.11.21 改正)

1. 通常会員・・・愛知県立南陽高等学校の卒業生
2. 特別会員・・・愛知県立南陽高等学校の現職員及び旧職員

第6章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 顧 問・・・若干名・・・会長の諮問に応じ、本会の運営に参与する。(60.8.25 追加)
2. 相 談 役・・・若干名・・・理事会の諮問に応じ、本会の運営に参与する。(6.6.18 追加)
3. 会 長・・・1 名・・・本会を代表し会務を総理する。(平成23.11.5改正)
4. 副 会 長・・・若干名・・・会長を補佐し、会長事故あるときにはこれを代理する。
(60.8.25、平成3.6.2、4.11.21 改正)
5. 理 事 長・・・1 名・・・理事会を統括し、その運営に当る。本部長として事務局を掌理し、本部の運営に当る。(4.11.21 追加)
6. 副理事長・・・若干名・・・理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。うち1名は事務局長とし、本部長の名をうけ、事務局を司る。
(4.11.21 追加)
7. 常任理事・・・若干名・・・常任理事会を構成し、会務の執行に当たる。

(23.11.5 追加)

8. 理事・・・若干名・・・理事会を構成し、その運営に当る。(60.8.25,4.11.21 改正)
9. 会計・・・2名・・・本会の会計に当る。
10. 監事・・・2名・・・本会の会計及び事業の監査に当る。(61.10.25 改正)
11. 評議員・・・若干名——・・・理事会の諮問に応じる。(60.8.25 追加)

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 顧問・・・会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
(60.8.25 本号追加、60.10.18、4.11.21 改正)
2. 相談役・・・理事の中から会長及び理事長が推薦し、理事会の同意を得て委嘱する。
(6.6.18 追加)
3. 会長・・・通常会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得る。(60.8.25 改正)
4. 副会長・・・通常会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得る。(60.8.25 改正)
5. 理事長・・・理事の互選による。(4.11.21 追加)
6. 副理事長・・・理事の互選による。なお、事務局長は理事長が委嘱する。(4.11.21 追加)
7. 常任理事・・・理事の互選による。(23.11.5 追加)
8. 理事・・・評議員の中から互選により若干名、及び理事会が通常会員の中から若干名並びに現職員から1名を推薦し、総会の承認を得る。
(60.8.25、9.6.21、22.11.13、23.11.5 改正)
9. 会計——理事の互選による。(4.11.21 追加)
10. 監事——通常会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得る。理事を兼ねない。
(60.8.25、61.10.25 改正)
11. 評議員——会員の中から、理事長が委嘱する。(60.8.25 追加、4.11.21 改正)

第8条 役員任期は総会から総会までとし、再任を妨げない。(60.8.25、4.11.21 改正)
(23.11.5 改正)

第7章 総 会

第9条 通常総会は原則として、2年に1回理事会の発議により会長がこれを招集する。

2. 理事会が必要と認めたとき及び総会員の3分の1以上の請求があった場合は会長は臨時総会を招集する。
3. 総会は次の事項を行う。
 1. 事業計画の報告
 2. 役員を選出
 3. 会則の改正
 4. その他必要と認める事項

(56.8.16、60.8.25 一部改正、平成 4.11.21 本条全部改正、23.11.5 改正)

第8章 理事会、常任理事会及び評議員会

第10条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を行う。理事会がこれを招集する。必要により専門事項を担当する部会を設けることができる。

1. 次期総会までの総会代議機関としての事項
2. 事業計画の立案

3. 会長、副会長、理事及び監事の総会への推薦
4. 顧問、相談役、理事長、副理事長、常任理事及び会計の選出
5. 予算の審議及び決算の承認
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(60.8.25 一部改正、平成 4.11.21 本条全部改正、6.6.18 一部改正、23.11.5 改正)

第 11 条 常任理事会は、正副理事長及び常任理事をもって構成し、会務の執行に当る。
理事長がこれを招集する。(23.11.5 改正)

第 12 条 評議員会は評議員をもって構成し、理事会の諮問に応じる。理事会がこれを招集する。
(60.8.25 追加)

第 9 章 事 務 局

第 13 条 本部に事務局を置き、その運営に当たる。細則は理事会でこれを定める。
(60.8.25 追加、6.6.18 改正)

第 10 章 会 計

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。
(60.8.25、62.10.18 改正)

第 15 条 通常会員は入会と同時に入会費を納入しなければならない。

2. 入会后、通常会員は年会費を納入しなければならない。(平成 11.6.19 改正)
3. 入会費及び年会費の額については別に定める。

(57.11.23、59.11.23、62.10.18 一部改正、平成 4.11.21 本条全部改正)

第 16 条 本会の目的を達成するのに必要な事業の実施において、理事会は寄付金等の受入を決することができる。
(61.10.25 改正)

第 11 章 改 正

第 17 条 本会則の改正は、総会での出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
(平成 4.11.21 改正)

第 12 章 細 則

第 18 条 本会に必要な細則は理事会でこれを定める。(60.8.25 追加、6.6.18 改正)

- (付 則)
1. 本会員は住所・勤務先等の異動が生じた場合は、その都度本部まで報告をしなければならない。
 2. 本会則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 56 年 8 月 16 日、昭和 57 年 11 月 23 日、昭和 59 年 11 月 23 日、昭和 60 年 8 月 25 日、昭和 61 年 10 月 25 日、昭和 62 年 10 月 18 日、平成 3 年 6 月 2 日、平成 4 年 11 月 21 日、平成 6 年 6 月 18 日、平成 9 年 6 月 21 日、平成 11 年 6 月 19 日、平成 23 年 11 月 5 日改正施行する。
 3. 昭和 62 年 10 月 18 日改正に伴い、昭和 62 年 10 月 18 日から昭和 63 年 3 月 31 日までの期間については、その期間における予算を改正特別措置として決定施行し、昭和 62 年度会計はそれをもって終了し、翌 4 月 1 日より昭和 63 会計年度とする。(名称は付則 3 号予算とする。)